

トピックス

鎌倉幕府の成立時期を再検討する

大阪大学大学院教授
川合 康

1. 頼朝の征夷大將軍任官をめぐる

「鎌倉幕府はいつ成立したか」と問われれば、誰もがまず頭に思い浮かべるのは、「イクニつくり鎌倉幕府」の1192年であろう。この1192年説は、いうまでもなく、建久3年(1192)7月12日に源頼朝が朝廷から征夷大將軍に補任された時点で、鎌倉幕府成立の最大の画期を求めようとする説である。確かに、鎌倉幕府という軍事権力の首長(鎌倉殿)は、頼朝以後、代々この官職に補任されたから、征夷大將軍が鎌倉殿の地位を象徴する官職であったことは疑いのない事実である。そして、それは室町幕府、さらには江戸幕府にまで継承されていくことになる。しかし、だからといって、頼朝の征夷大將軍任官を、鎌倉幕府の成立ととらえてよいのだろうか。

近年、頼朝の征夷大將軍任官に関する興味深い史料が、櫻井陽子氏によって学界に紹介された。新出史料の『三槐荒涼拔書要』に収められている『山槐記』(貴族中山忠親の日記)建久3年7月9日条である。そこには、「前右大將頼朝、前大將の号を改め、大將軍を仰せらるべきの由を申す」とあり、頼朝が「大將軍」の地位を望み、この申請を受けた朝廷が、「大將軍」にふさわしい官職として、征東大將軍・征夷大將軍・惣官・上將軍の4候補を検討し、「不快」な前例として平宗盛の惣官、木曾義仲の征東大將軍を避け、また日本では先例のない上將軍を候補から除外して、最終的に坂上田村麻呂の征夷大將軍を選んだことが明記されていたのである。

上記の経緯から明らかなように、頼朝は当初から征夷大將軍の官職を申請していたのではなく、それを決定したのは朝廷側であった。頼朝が任官する以前の征夷大將軍には、武家政権の首長にふさわしい何か特別な権限や権威が存在したわけではなかったのである。中世武士社会における征夷大將軍の重要

性は、むしろ他ならぬ頼朝がこの官職に任官したことに由来すると考えられよう。

それでは、なぜ頼朝は建久3年になって「大將軍」の地位を望んだのであろうか。治承4年(1180)8月に伊豆で挙兵した頼朝は、文治5年(1189)の奥州合戦の遂行により、10年におよぶ内乱を勝ち抜き、すでに唯一の武家の棟梁としての地位を確立していた。その軍事権力を平時に定着させるために、頼朝は、奥州合戦中から1190年代の建久年間にかけて、輝かしい武功をもつ先祖の鎮守府將軍源頼義の後継者として自らの権威を演出しつつ、御家人との主従関係の再確認を進めていた。この「大將軍」も、「將軍」頼義の権威を継承し、かつ鎮守府將軍であった奥州藤原氏を超える地位として、御家人に誇示する目的で、頼朝は申請したと思われる。

内乱のなかで形成された鎌倉幕府権力をいかに平時に存続させていくか、また、それをいかにスムーズに2代頼家に継承させていくか、そうした建久年間固有の政治的課題のなかで、頼朝の大將軍申請と征夷大將軍任官は重要な意味をもっていたと理解される。とすれば、頼朝の征夷大將軍任官を、鎌倉幕府の成立それ自体の最大画期として位置づけることは、やはり躊躇せざるをえない。

2. 鎌倉幕府成立時期をめぐる諸説

よく知られているように、鎌倉幕府の成立時期をめぐるのは、建久3年の征夷大將軍任官説以外にも多くの説が並立している。代表的な学説を以下に列挙してみよう。

- ①治承4年(1180)末、頼朝率いる反乱軍が関東を制圧下におさめた時期。
- ②寿永2年(1183)10月、寿永2年10月宣旨により、頼朝の東国支配権が朝廷から公認された時点。
- ③元暦元年(1184)10月、幕府において公文所・問注所が設置された時点。
- ④文治元年(1185)11月、文治勅許により、守護・地頭の設置が朝廷から認められた時点。
- ⑤建久元年(1190)11月、挙兵後はじめて上洛した頼朝が、朝廷から右近衛大将に補任された時点。
- ⑥建久3年(1192)7月、頼朝が朝廷から征夷大將軍に補任された時点。

このような幕府成立時期をめぐる諸説は、鎌倉幕府をどのような権力として理解するかという問題と密接に関わっている。すなわち、①は、鎌倉幕府を、鎌倉殿を頂点とする一個の軍事政権と見なす立場から、その特徴は、頼朝が南関東を制圧した治承4年末にはすでに揃っているとする説。②は、鎌倉幕府が東国に強力な支配を及ぼしていることに注目する「東国政権論」「東国国家論」の立場から、寿永2年10月宣旨の獲得に画期を見出す説。③は、鎌倉幕府の政治機関に着目する立場から、侍所・公文所・問注所の三大機関が整備された元暦元年を重視する説。④は、守護・地頭制を鎌倉幕府権力の根幹と理解する立場から、守護・地頭の設置が朝廷から認められた文治勅許の獲得に画期を見出す説。なお、同時代史料には一切登場しないが、承久の乱前後から、頼朝がこの時「日本国総追捕使・総地頭」に補任されたという言説も見られるようになる。⑤は、当時の日本で「幕府」の語が、近衛府や近衛大将を意味したことに注目して、頼朝が右近衛大将に補任された時点重視する説。なお、④と同様に、頼朝がこの時「日本国総追捕使・総地頭」に補任されたという言説も、鎌倉中期以降見出されるようになる。⑥は、中国では「幕府」の語が出征中の将軍の幕営を意味したこと、あるいは、前述した通り、頼朝以降鎌倉殿の地位を象徴する官職となった事実注目して、頼朝が征夷大將軍に補任された時点で画期を見出す説である。

3. 文治勅許説の浸透

さて、以上のような諸説のなかで、現在、最も有力な説となっているのは、先に検討した⑥の建久3年(1192)の征夷大將軍任官説ではなく、④の文治元年(1185)の文治勅許説である。この文治勅許とは、文治元年10月の源義経・行家による反乱を契機に、一千余騎の軍勢とともに上洛した北条時政の奏請によって、同年11月29日に兩人追捕を目的として、諸国に守護・地頭を設置する権限を、朝廷が頼朝に与えたとされる勅許である。

こうした文治勅許の獲得を、鎌倉幕府の成立として位置づけ、時代の大きな節目ととらえる発想は、古くから存在し、例えば、明治35年(1902)に刊行された東京帝国大学文科大学史料編纂掛編纂の『大日本史料 第四編

之一』や、昭和2年(1927)に刊行された『史料綜覧 卷四 鎌倉時代之一』は、まさに文治元年11月29日の文治勅許の記事から始めている。戦後においても、竹内理三氏が編纂された著名な史料集である『平安遺文』と『鎌倉遺文』の区切り目は、元暦2年と文治元年の間に置かれており、やはり文治勅許に時代の画期を見出す歴史認識が前提となっている。さらに、自治体史などでは、文治元年が古代編と中世編の節目とされていることも多く、文治勅許の獲得に鎌倉幕府の成立を求める④説は、「鎌倉時代」や「中世」の始点という時代区分観としても、広く浸透しているのである。

4. 文治勅許説の問題点

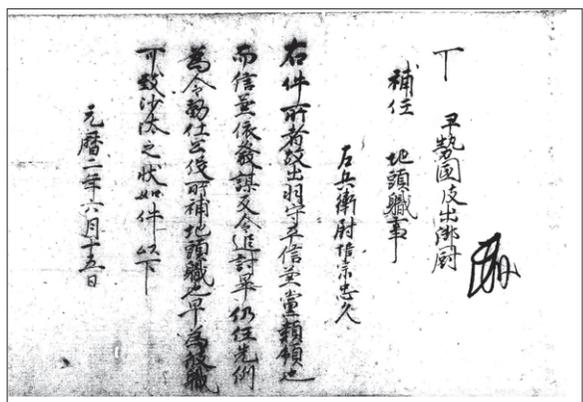
それでは、文治勅許は本当に守護・地頭設置の権限を頼朝に与えたものだったのであろうか。そのことを具体的に考えていくために、実際に頼朝が御家人を地頭職に補任した「源頼朝袖判下文」(鳥津家文書、『平安遺文』8巻4259号)を見てみよう(写真も参照)。

(源頼朝)
(花押)

下す 伊勢国波出御尉
補任す 地頭職の事
〔^(異筆)左兵衛尉惟宗忠久〕

右、件の所は、故出羽守平信兼の党類の領なり。しかるに信兼謀反を發すに依り、追討せしめ畢んぬ。仍つて先例に任せて公役を勤仕せしめんがために、地頭職に補するところなり。早く彼の職として沙汰致すべきの状件の如し。以て下す。

元暦二年六月十五日



歴代亀鑑(五三通) 東京大学史料編纂所蔵

この頼朝下文は、元暦2年（1185）6月に伊勢国一志郡波出御厨の地頭職に、御家人である惟宗（島津）忠久を補任したものである。下文の内容からうかがえるように、波出御厨は、もとは貞季流伊勢平氏（清盛とは別の系譜）の有力武士である出羽守平信兼の党類の所領であったが、信兼が前年の元暦元年8月に頼朝から謀叛の嫌疑をかけられ追討されたため、謀叛人所領として鎌倉方に没収され、惟宗忠久が地頭職に補任された。この事例に見られるように、鎌倉幕府の地頭は、平氏方や木曾義仲方をはじめとする謀叛人所領の没収地（没官領）に設置されたのであり、頼朝にとって敵方所領の没収地を対象とするものであった。なお、このような荘園・国衙領の没官領に設置された地頭を、のちに一国単位で設置された国地頭と区別して、学界では荘郷地頭と呼んでいる。

さて、ここでもう一度、先の源頼朝下文に注目したい。この下文が出された年月日を見ると、元暦2年6月15日とあり、同年11月29日に発給された文治勅許より前であることが知られる（元暦2年8月14日に文治と改元）。すなわち、頼朝による荘郷地頭の補任は、文治勅許以前からすでに行われており、文治勅許の獲得によって、はじめて地頭が設置されたわけではなかったのである。

ところで、先に頼朝が荘郷地頭を設置できたのは、敵方所領の没収地であると述べたが、このような敵方所領の没収と御家人への没収地給与は、東国では頼朝が挙兵した直後からすでに進められている。挙兵当初の没収地給与は、下司職補任など種々の名称で行われ、地頭職補任という形式で統一されていたわけではなかったが、敵方武士の所領を没収し、味方の御家人に給与するというシステム自体、のちの地頭制度と全く同質なのである。

では、なぜ頼朝は挙兵以来、敵方所領没収と没収地給与を進めたのであろうか。頼朝が西国において荘郷地頭を補任したのは、前掲の伊勢国の事例が最初であったが、これについて頼朝は後白河院に、「また伊勢国においては、住人梟悪の心を扶み、すでに謀反を發したんぬ。しかるに件の余党、尚以て逆心直ならず候なり。仍つて其の輩を警衛せんがために、その替りの地頭を補せしめ候なり」（『吾妻鏡』文治2年6月21日条）と述べている。伊勢国内の謀叛人跡に地頭を補任することは、謀叛を起こした敵方武士の一族や余党を現地において監視し、

反乱の再発を防止するための措置であり、敵方本拠地の軍事的占領としての意義をもっていたといえよう。

とすれば、挙兵した頼朝の反乱軍のもとで、敵方所領没収と没収地給与が独自に進められたことも当然である。敵方本拠地の制圧と占領は、戦争状態のなかで必然的に展開する戦争行為であり、その戦争行為に本質をもつ鎌倉幕府地頭制は、何らかの権限委譲によって展開するような性質のものではなかったのである。

同様のことは、諸国に設置された守護にも当てはまる。守護は、もとは「惣追捕使」と呼ばれ、各国の国衙機構を掌握して、国内武士の編成や一般民衆に対する兵士役の賦課、さらに荘園・国衙領からの兵糧米・物資の徴発など、一国単位で軍事動員を推進する存在であった。この惣追捕使も、頼朝挙兵直後から下総・上総・相模などの国々に設置され、寿永3年（1184）2月の生田の森・一の谷合戦の勝利により、鎌倉軍が畿内近国を制圧した段階では、摂津・伊賀・伊勢・紀伊・但馬・備前・備中・備後・播磨・美作などの西国諸国で、惣追捕使の補任が確認される。守護も地頭と同じく、文治勅許によってはじめて置かれたものではなかったことは明白である。

こうして平氏追討の過程で西国諸国にも設置された惣追捕使は、平氏一門滅亡後の元暦2年（1185）6月にいったん停止され、軍事動員体制が解除されることとなる。しかし、同年10月に源義経・行家の反乱が勃発すると、再び軍事的緊張が高まり、上洛した北条時政の奏請によって、11月に「国地頭」と名称を変えて西国諸国に再設置された。翌文治2年、義経・行家の没落が明確になると、国地頭制は早くも後退の方向に向かった。「国地頭」の名称は廃止されて「惣追捕使」に戻されるとともに、その役割も、非常時における総力的な軍事動員から、平時における国内御家人の統率に切り替えられ、やがて13世紀に入ると、「守護」という名称が定着していくのである。

ちなみに、この一国単位の国地頭の設置を認めたのが、文治勅許であった。『吾妻鏡』文治元年11月28日条によれば、北条時政は「諸国平均」に「守護地頭」を補任することを朝廷に申し入れているが、諸国平均に補任するのは「守護の地頭」（国地頭）であって、「守護と地頭」ではなかったのである。

以上のように、守護・地頭を設置する権限が文治勅許によって頼朝に与えられたとする理解そのものが、明らかな事実誤認に基づいていた以上、鎌倉幕府の成立を文治勅許の獲得に求める④説は、最も有力な説でありながら、成り立つ余地が全くないことに注意しておきたい。

5. 鎌倉幕府の実質的成立過程 —公権委譲論批判—

さて、最後にもう一度、鎌倉幕府成立時期をめぐると①～⑥の諸説を見てみたい。これらのうち、鎌倉幕府を一個の軍事政権と見なす①説と、幕府の政治機関の整備を重視する③説を除けば、他の説のすべてが、頼朝が朝廷と接触し、朝廷側から何らかの官職や公権を与えられた時点で、鎌倉幕府の成立を求めようとしている。

既存の王朝国家からの公権委譲に注目するこのような視角は、頼朝の権力を「日本国総追捕使・総地頭」という架空の官職名で理解しようとする中世人の歴史認識にもあらわれており、伝統的な発想であったことがうかがえる。こうした発想は、承久の乱の一時的な対立状況を除けば、基本的に公武両権力が協調関係にあった鎌倉時代に、適合的なものであったといえよう。

しかし、以上のような鎌倉幕府成立の理解は正しいのであろうか。守護・地頭制の成立過程についてすでに検討したように、鎌倉幕府が、治承・寿永の内乱のなかで東国の反乱軍として出発し、平氏軍などとの大規模な戦争を勝ち抜く過程で、全国に支配を及ぼす軍事権力に成長したことを念頭に置かならば、朝廷からの公権付与や官職補任の時点で幕府成立の画期を求める見解は、あまりにも形式的で、現実の政治過程から遊離しているといわざるをえない。最新の鎌倉幕府研究の成果に基づいていうならば、現段階で必要とされているのは、1185年説や1192年説という単純な答えを求めるのではなく、内乱の展開に即して、幕府が段階的に成立していった様相をリアルに把握することであろう。

そうした立場から、本稿の理解を示せば、鎌倉幕府は次の3段階を経て実質的に成立したと考えられる。第1段階は、治承4年(1180)8月の挙兵以後、頼朝が朝廷に敵対したまま、敵方所領没収や惣追捕使の設置を推し進め、東国の反乱軍の軍事体制として、鎌倉幕府権力が形成された段階である。第2段

階は、寿永2年(1183)10月宣旨によって、東国で形成された幕府権力がそのまま朝廷から追認され、木曾義仲軍や平氏軍との戦争の進展にともなって、惣追捕使・荘郷地頭・御家人制などが西国にまで拡大した段階である。第3段階は、平氏一門の滅亡、義経・行家の没落により、内乱が終息するなかで、戦時に形成された幕府権力を平時に定着させる頼朝の政治が展開した段階である。全国から御家人を総動員し、頼朝自らそれを率いた文治5年(1189)の奥州合戦や、建久3年(1192)7月の頼朝の征夷大將軍任官と將軍家政所下文への切り替えなどは、鎌倉殿の権威を確立し、御家人との主従関係を再編・明確化しようとするものであったと思われる。

鎌倉幕府は、このような段階を経て実質的に形成された。どこか一つの時点を切り取って幕府の成立を論じることに、学問的意義は見出せないのである。

<参考文献>

- ・石母田正「鎌倉幕府一国地頭職の成立」(『石母田正著作集 第九巻』岩波書店、1989年、初出1960年)。
- ・上横手雅敬「鎌倉幕府」(『国史大辞典 第三巻』吉川弘文館、1983年)。
- ・大山喬平『日本の歴史9 鎌倉幕府』(小学館、1974年)。
- ・川合康『鎌倉幕府成立史の研究』(校倉書房、2004年)。
- ・川合康『源平の内乱と公武政権』(吉川弘文館、2009年)。
- ・櫻井陽子「頼朝の征夷大將軍任官をめぐって」(『明月記研究』9号、2004年)。